

監 査 結 果 報 告 書

〔定期監査・財政援助団体等監査〕

令 和 4 年 度 前 期

(令和4年4月～令和4年8月実施分)

佐 賀 市 監 査 委 員

佐賀市議会議長 堤 正之 様
佐賀市長 坂井英隆 様
佐賀市教育委員会教育長 中村祐二郎 様
佐賀市農業委員会会長 大園敏明 様

佐賀市監査委員 力久 剛

佐賀市監査委員 千綿 正明

定期監査及び財政援助団体等監査の監査結果に関する報告書について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定により、令和4年4月から令和4年8月までに実施した定期監査及び財政援助団体等監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定し、提出する。

1 監査の概要

(1) 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかという観点から、提出された資料及び帳簿の全部又は一部を抽出し確認を行うとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、資産等の確認を行い、前回監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

なお、監査対象部署ごとに、前回監査結果及び業務上のリスクを基にして設定した監査重点項目及び監査委員の指示事項を中心に監査を実施した（小中学校及び財政援助団体等に対する監査を除く。）。

(2) 監査の対象等（監査実施対象：16部署1団体（6小中学校を含む。））

<定期監査>（財務及び経営管理監査）

監 査 対 象		監査対象期間	監査実施期間	ページ
建設部	用地対策課	令和 3年 4月 1日 ~ 令和 4年 3月 31日	令和 4年 4月 5日 ~ 令和 4年 7月 28日	4
	道路管理課			4
	南部建設事務所			4

監 査 対 象		監査対象期間	監査実施期間	ページ		
環境部	循環型社会推進課	令和 3年 4月 1日 令和 4年 3月 31日	令和 4年 4月 5日 令和 4年 7月 28日	4		
	施設機能向上推進室			4		
富士支所				4		
三瀬支所						
出納室						
教育委員会	若楠小学校			令和 3年 4月 1日 令和 4年 3月 31日	令和 4年 5月 9日 令和 4年 8月 23日	5
	開成小学校					5
	諸富北小学校					6
	春日小学校					6
	城西中学校					4
	諸富中学校	4				
農業委員会 事務局	富士分室	令和 3年 4月 1日 令和 4年 3月 31日	令和 4年 4月 5日 令和 4年 7月 28日	4		
	三瀬分室			4		

<財政援助団体等監査>

監 査 対 象	監査対象期間	監査実施期間	ページ
みつせ高原キャンペーン実行委員会 《所管：三瀬支所》	令和 3年 4月 1日 令和 4年 3月 31日	令和 4年 4月 5日 令和 4年 7月 28日	7

(3) 定期監査（前期）における監査重点項目設定数

区分	設定数	
	R4 10部署	R3 13部署
1 服務関係	1	5
2 文書	1	0
3 収入	2	3
4 支出	0	0
5 契約	6	11
6 工事等の執行	2	2
7 補助金等	3	3
8 財産管理	3	5
9 現金の取扱い	7	6
10 内部統制	0	—
11 その他	0	0
計	25	35

※ 区分ごとに、監査重点項目として設定した部署の数

※ 小中学校及び財政援助団体等に対する監査は、監査重点項目を設定していない。

※ 「10 内部統制」については、令和4年度から独立した区分として設定している。

(4) 定期監査（前期）における指摘事項等の件数

区分	指摘事項		検討を求める事項		注意を求める事項		計	
	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4 16部署	R3 13部署
1 服務関係	0	0	0	0	0	0	0	0
2 文書	0	0	0	0	0	0	0	0
3 収入	0	0	0	0	1	0	1	0
4 支出	0	0	0	0	0	2	0	2
5 契約	0	0	0	0	0	0	0	0
6 工事等の執行	0	0	0	0	0	0	0	0
7 補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0
8 財産管理	0	0	0	0	4	0	4	0
9 現金の取扱い	0	1	0	0	1	0	1	1
10 内部統制	0	—	0	—	0	—	0	—
11 その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	0	0	6	2	6	3

(指 摘 事 項) 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの

(検討を求める事項) 違法又は不当な事項で、改善について検討を求めることが適当なもの

(注意を求める事項) 違法又は不当な事項で、注意を求めることが適当なもの

※ 指摘事項等の区分は、監査重点項目の設定区分と一致しない場合がある。

※ 財政援助団体等を除く。

(5) 指摘事項等の改善

監査の終了に際しては、監査対象となった部署を所管する部長等に対して、監査委員が指摘事項等についての説明を行い、是正、改善を要請した。

2 監査の結果

(1) 定期監査

<財務及び経営管理監査>

監査の対象	建設部 用地対策課 (監査重点項目：収入、契約、現金の取扱い) 建設部 南部建設事務所 (監査重点項目：契約、工事等の執行) 環境部 循環型社会推進課 (監査重点項目：収入、契約、現金の取扱い) 環境部 施設機能向上推進室 (監査重点項目：サービス関係、契約、補助金等) 三瀬支所 (監査重点項目：補助金等、財産管理、現金の取扱い) 出納室 (監査重点項目：文書、契約、財産管理) 教育委員会 城西中学校 (監査重点項目：設定なし) 教育委員会 諸富中学校 (監査重点項目：設定なし) 農業委員会事務局 富士分室 (監査重点項目：現金の取扱い) 農業委員会事務局 三瀬分室 (監査重点項目：現金の取扱い)
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。

監査の対象	建設部 道路管理課
監査重点項目	工事等の執行、財産管理、現金の取扱い
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>現金出納簿について</p> <p>実査時点（5月11日）において、今年度収納した全ての手数料等が現金出納簿に記載されていなかった。収入金額については、収納の種類ごとに手数料確認表を作成し複数名で毎日確認を行っているものの、金融機関への払込状況及び釣銭準備金を含めた現金在高について確認ができる状況ではなかった。</p> <p>現金出納簿は、実際の現金在高を明確にする重要な帳簿であるため、佐賀市財務規則第32条第5項の規定に基づき、収納の都度、適切に記載されたい。</p> <p>また、必要な帳簿の整理等については担当者任せにせず、係長等で適宜確認するなど漏れがないよう課内でチェック体制を整えられたい。</p>

監査の対象	富士支所
監査重点項目	契約、補助金等、現金の取扱い
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>調定日について</p> <p>溜山牧野使用料（54,150円）について、使用許可日は令和3年9月28日だが調定の日付が6か月経過した令和4年3月31日となっていた。</p> <p>佐賀市財務規則第23条の規定に基づき、随時の収入にあっては其原因の発生する都度調定をされたい。</p>

監査の対象	教育委員会 若楠小学校
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>行政財産目的外使用許可及び安全管理について</p> <p>行政財産目的外使用許可について、申請手をせずに設置されたバックネットや照明器具等があった。</p> <p>許可申請の受付窓口である学校においては、学校敷地に無許可で固定設置されているものや恒常的に置かれているものがないかなど、現場を確認するとともに、必要の際は、使用許可申請書を提出させ、許可の手続や管理等の説明を漏れなく行われたい。</p> <p>また、許可した設置物については、学校の安全点検時等に危険な箇所がないか確認し、必要に応じて設置者に対し、安全管理や破損時の修繕、撤去等の指導を行われたい。</p>

監査の対象	教育委員会 開成小学校
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>行政財産目的外使用許可について</p> <p>行政財産目的外使用許可を受けて設置している物置について、学校は、別の物置の写真を添付して教育委員会に目的外使用に係る副申を提出していた。</p> <p>また、申請手をせずにバックネットに設置された照明器具等もあった。</p> <p>許可申請の受付窓口である学校においては、学校敷地に無許可で固定設置されているものや恒常的に置かれているものがないかなど、現場を確認するとともに、設置者に対しては、適正な申請手続及び設置物の適正管理に係る指導を行われたい。</p>

監 査 の 対 象	教育委員会 諸富北小学校
監 査 の 結 果	<p>○注意を求める事項</p> <p>行政財産目的外使用許可について</p> <p>数年前に入替え設置された物置について、学校は、入替え前の規格が記載された市有財産使用許可申請書をそのまま受理し、教育委員会に目的外使用に係る副申を提出していた。</p> <p>また、バックネット付近には、申請手をせず設置された練習器具等もあった。</p> <p>許可申請の受付窓口である学校においては、学校敷地に無許可で固定設置されているものや恒常的に置かれているものがないかなど、現場を確認するとともに、設置者に対しては、適正な申請手続及び設置物の適正管理に係る指導を行われない。</p>

監 査 の 対 象	教育委員会 春日小学校
監 査 の 結 果	<p>○注意を求める事項</p> <p>行政財産目的外使用許可及び安全管理について</p> <p>行政財産目的外使用許可について、申請手をせず設置されたバックネットや照明器具等があった。</p> <p>その中の、鉄パイプ等で組み立てられたバッティング用ネットは、老朽化や破損により危険な状態となり、児童の怪我に繋がる恐れのある状態であった。</p> <p>許可申請の受付窓口である学校においては、学校敷地に無許可で固定設置されているものや恒常的に置かれているものがないかなど、現場を確認するとともに、必要の際は、使用許可申請書を提出させ、許可の手続や管理等の説明を漏れなく行われない。</p> <p>また、許可した設置物については、学校の安全点検時等に危険な箇所がないか確認し、必要に応じて設置者に対し、安全管理や破損時の修繕、撤去等の指導を行われない。</p>

(2) 財政援助団体等監査

監査対象団体	みつせ高原キャンペーン実行委員会		
所在地	佐賀市三瀬村三瀬2764番地 三瀬支所総務・地域振興グループ内		
所管課	三瀬支所		
財政援助等の内容	補助金		
補助金の名称	三瀬高原キャンペーン開催事業		
令和3年度	補助額	1,593,000円	団体の全収入に対する補助金の割合 72.0%
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。		

